

# 農業や食 協力体制構築

## 摂南大学と包括連携協定



## 摂南大学・八幡市 包括連携協定締結式

市と摂南大学は、農業をはじめとする地域社会の活性化と官学連携の強化に向けて、3月31日に包括連携協定を締結しました。

同大とは、これまでも農

協定を締結した摂南大学・荻田喜代一学長(左)と堀口市長

家と農学部教員の交流会や市職員による講義、農家体験学習など、さまざまな交流に取り組んできました。今回、これを発展させ、包括的な連携のもと、広範かつ安定的な協力体制の構築を図ります。

協定には、農業振興および食、健康・医療など地域産業振興、新産業創出、地域の政策課題にかかる共同研究の推進、人材の育成・交流などの項目が盛り込まれており、これらを通して地域活性化や人材育成に取り組めます。

# 地方創生へ 協働を推進

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携協定



## 八幡市・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 地方創生に関する連携協定締結式

市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は「地方創生に関する連携協定」を4月13日に締結しました。

令和5年3月に策定した第5次八幡市総合計画後期

基本計画に掲げる内容の実現を目指し、魅力ある地域を創り上げるため、「共生社会の実現」「子どもの未来の創生」「健康のまちづくり」「観光のまちづくり」「産業振興・中小企業支援」「安心・安全のまちづくり」など、地方創生に関する幅広い分野において連携を図ることを協定に盛り込みました。

今後は、両者が密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進してまいります。

# 市民委員を募集します

市民の皆さんから意見を広くお聞きし、市政に反映させるため、市民委員を募集します。書類選考で、結果は全員に通知します。また、提出いただいた応募書類は返却できません。

なお、市が設置しているほかの審議会等の市民公募委員に委嘱されている人は対象外です。あらかじめご了承ください。※応募用紙は、担当課の窓口や市ホームページから入手できます。

## ①八幡市障がい者地域生活支援協議会

障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を送れるような地域づくりを進めるための意見交換を行います。

■対象 市内在住の障がい福祉に関心のある満75歳未満の人で、平日昼間に年3回程度開催する会議や随時開催する専門部会に出席できる人

■任期 令和5年6月から2年間

■募集人数 1人

■報酬 1回あたり6,600円

■応募方法 指定の応募用紙に必要事項を記入し、小論文「八幡市における共生社会の実現について」(800字以内、様式任意)を添えて、5月19日(金)までに郵送(〒614-8501 障がい福祉課(住所不要))(当日消印有効)または持参。

障がい福祉課 (☎983-2129)

## ②八幡市地域公共交通会議

市の公共交通のあるべき姿について検討するため、学識経験者や関係団体とともに議論していただきます。

■対象 市内在住・在勤・在学の人で、令和5年6月1日現在、18歳以上75歳未満の人で、平日の昼間に開催する会議に出席できる人 ※府・市の議員や公務員は除く。

■任期 令和5年7月29日～令和7年3月31日

■募集人数 2人

■報酬 1回あたり6,600円

■応募方法 指定の応募用紙に必要事項および応募理由(400字以内)を記入し、5月19日(金)までに郵送(〒614-8501 管理・交通課(住所不要))(当日消印有効)または持参。

管理・交通課 (☎983-5144)

## ③八幡市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員

年6回程度開催する会議に出席し、社会教育の振興や公民館事業などについて、意見をいただくとともに必要な調査・研究などを行っていただきます。

■対象 市内在住・在勤・在学の人で、令和5年4月1日現在20歳以上75歳未満の人 ※府・市の議員や公務員は除く。

■任期 令和5年7月1日から2年間

■募集人数 2人

■報酬 年間48,000円

■応募方法 指定の応募用紙に必要事項を記入し、小論文「八幡市における今後の社会教育の進め方について」(800字以内、様式任意)を添えて、6月2日(金)までに郵送(〒614-8501 生涯学習課(住所不要))(当日消印有効)または持参。

生涯学習課 (☎983-3088)

## 下水道の使用可能区域拡大に伴う 下水道接続工事のお願い

令和5年3月31日から次の地域で下水道の使用ができるようになります。

下水道が整備された地域は、下水道法により水酸化が義務付けられています。できるだけ早く下水道接続工事をお願いします。

■対象地域 八幡安居塚、八幡南山、八幡長町の各一部

### 接続工事は市指定工事店で

接続工事をされる場合は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。

※指定工事業者は市ホームページまたは下水道課へお問い合わせください。

## 水酸化に関する各種制度について

■水酸化の融資あっ旋制度 下水道接続工事資金の融資を希望される人で、次の条件をすべて満たしている人に取扱金融機関の融資のあっ旋をします。

▼条件

- 1 八幡市内に居住している
- 2 元利金の償還能力がある
- 3 連帯保証人(市内在住者に限る)がいる
- 4 市税や水道料金を滞納していない

▼あっ旋額 1件につき70万円以内で、48カ月以内の元利均等返済

※工事前必要申請。

※金融機関の審査の結果、融資が行われない場合があります。

■水酸化奨励金制度 下水道の使用可能区域となつてから3年以内で下水道接続工事を行い、市税や水道料金の滞納していない

人で、次のいずれかに該当する人に水酸化奨励金(6万円)を交付します。

※融資あっ旋制度を受けられた人は対象外です。

▼条件

- 1 生活保護を受けている
- 2 市民税非課税で65歳以上の1人暮らし
- 3 市民税非課税で18歳未満の児童を養育するひとり親世帯
- 4 特別児童扶養手当または特別障害者手当を受給している

下水道課 (☎983-5419)